

雇用調整助成金を利用してみよう

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応し、4/1～6/30の間、特例措置が拡充されています

20200427ver.

雇用調整助成金とは…

経済上の理由（今回は新型コロナウイルス感染症の影響）により事業活動を縮小する事業者が従業員を一時的に休業させる場合に、従業員に支払う休業手当の一部を補助する制度です。

	緊急対応期間（令和2年4月1日～6月30日）の休業に適用	通常の場合
補助対象事業者	雇用保険適用事業者（基本的にはほぼすべての事業者）で、最近1カ月の売上高が前年同月比で5%以上減少している者	雇用保険適用事業者（基本的にはほぼすべての事業者）で、最近3カ月の売上高が前年比で10%以上減少している者
休職の対象となる従業員	・雇用保険被保険者（採用6カ月未満の新規採用者も含む） ・雇用保険被保険者以外の者（週20時間未満のパートなど）	・雇用保険被保険者（週20時間以上）で継続雇用6カ月以上
休業の内容	・全日休業や、仕事の種類・勤務体制など一定のまとまりごとの短時間休業 ・延べ休業日数が所定労働日数の1/40以上（中小企業の場合） ・休業手当の額が、通常の賃金の6割以上	・全日休業や、一斉に行われる1時間以上の短時間休業 ・延べ休業日数が所定労働日数の1/20以上（中小企業の場合） ・休業手当の額が、通常の賃金の6割以上
補助額	<中小企業の場合> 休業手当相当額×4/5（解雇を行わなかった場合は9/10） 1人1日あたり上限額8,330円 ※通常賃金の6割超の休業手当を支給する場合、6割超の部分の助成率を10/10とする予定（5月上旬より） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">（計算例） 従業員10人をそれぞれ20日間休業させた場合の補助上限額 10人×20日×8,330円＝166万円</div>	<中小企業の場合> 休業手当相当額×2/3 1人1日あたり上限額8,330円

（注）雇用調整助成金は、「休業」のほか従業員の「教育訓練」や「出向」も対象としますが、このちらしでの説明は割愛させていただきます。

（裏面へ続く）

申請に必要な書類（緊急対応期間中）

	書類名	主な記載事項等
計画届	休業等実施計画届	休業予定日、対象従業員数など
	事業活動の状況に関する申出書	最近1カ月と前年同月の売上高など
	売上高がわかる帳簿等の写し	
	休業協定書	下記協定書例参照 ※労働組合がない場合は「労働者代表選任書」を添付
	従業員及び役員の名簿	
支給申請	支給申請書	休業延べ日数、所定労働延べ日数など
	助成額算定書	前年度の賃金総額・平均被保険者数・年間所定労働日数、休業手当支払率など
	休業実績一覧表	対象従業員ごとの休業日数など
	支給要件確認申立書	不正受給や暴力団との関係がないことの確認
	労働・休日の実績に関する書類	出勤簿、タイムカードの写しなど
	休業手当・賃金の実績に関する書類	賃金台帳、給与明細書の写しなど
	所定労働日数等の確認書類	就業規則、給与規定、労働条件通知書など

(注1) 特例措置により、休業実施後に計画届と支給申請を一緒に行うことが可能となっています。

(注2) 様式は、厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

「雇用調整助成金の様式ダウンロード」で検索してみてください。

<p style="text-align: center;">休業協定書（例）</p> <p>〇〇社と〇〇社労働者は、休業の実施に関し下記のとおり協定する。</p> <p>1 休業の実施予定時期 休業は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇カ月間において、〇日間実施する。</p> <p>2 休業の時間数 休業は、始業時刻（〇時〇分）から終業時刻（〇時〇分）までの間行う。</p> <p>3 休業の対象者 休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においては、そのうち概ね〇人をできる限り輪番によって休業させるものとする。</p>	<p>4 休業手当の算定基準 休業中は、1日あたり、次によって算定した額の〇%相当額の休業手当を支給する。 イ 月ごとに支払う賃金 月額÷月所定労働日数 ロ 日ごとに支払う賃金 その日額 ハ 時間ごとに支払う賃金 その時間額×1日の所定労働時間数</p> <p>5 雑則 この協定は令和〇年〇月〇日に発効し、令和〇年〇月〇日に失効する。 令和〇年〇月〇日 〇〇社 代表取締役 〇〇 〇〇 印 〇〇社 労働者代表 〇〇 〇〇 印</p>
---	---

申請窓口

大分労働局 助成金センター 097-535-2110

[申請についての相談は「大分県雇用維持支援センター」でも受け付けています 0120-575-626](#)

このちらしの作成元：大分県商工観光労働部 商工観光労働企画課 097-506-3215